

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2019年7月1日

【事業年度】 第46期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

【会社名】 ダイコク電機株式会社

【英訳名】 DAIKOKU DENKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大上 誠一郎

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区那古野一丁目43番5号

【電話番号】 (052)581-7111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理統括部 統括部長 栢 森 啓

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中村区那古野一丁目43番5号

【電話番号】 (052)581-7111

【事務連絡者氏名】 取締役 管理統括部 統括部長 栢 森 啓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年6月28日に提出いたしました第46期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

取締役の選解任の決議要件

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

取締役選解任の決議要件

（訂正前）

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。

（訂正後）

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。